

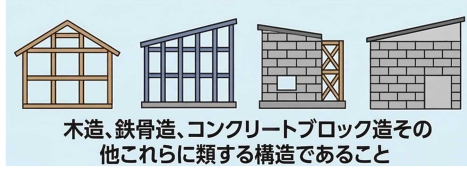
都市計画法第53条許可のご案内

都市計画道路などの計画ライン上に建物を建築する場合、将来の事業実施を円滑に行うため、原則として建築制限がかかります。以下の「許可基準」を満たす一定の建築物については、事前に申請を行い、市長の許可（都市計画法第53条許可）を受けることで建築が可能となります。

1 許可できる建築物の基準

以下の条件を満たす必要があります。

- ☑ 階数が2階建て以下であること
- ☑ 地階（地下室）を有さないこと
- ☑ 構造が「木造」「鉄骨造」「コンクリートブロック造」
※容易に移転または除却ができる構造であることが求められます



2 手続きの流れ

①事前相談

窓口まで図面等をお持ちのうえ、ご相談ください。都市計画道路の計画ラインと建物の位置関係や、構造の基準を満たしているかを確認します。

②許可申請

許可申請の対象となる場合、「許可申請書」に必要な書類を添えてご提出ください。

③審査・決裁

ご提出いただいた書類をもとに、庁内で審査を行います。
1～2週間程度かかります。

④許可証の交付

審査完了後、市長印が押印された許可証（副本）を返却いたします。許可証の写しを建築確認申請に添付してください。

3 申請に必要な書類

許可申請書（正副2部、要押印）に以下の添付書類を添えて提出してください。

- 位置図
- 各階平面図
- 配置図（※都市計画道路のラインが記載されているもの）
- 立面図
- 矩計図（※構造が確認できる断面図）
- 帯図等の写し（※都市計画道路のラインの根拠としたもの）

申請書様式ダウンロード



4 その他の注意事項等

- ※ 平面上は計画ラインを避けているように見えても、地中にある基礎のフーチング（底面のせり出し部分）等が計画ラインにかかっている場合は許可の対象（または計画の見直しが必要）となります。
- ※ 計画ライン外に建築する場合（53条許可が不要な場合）であっても、将来の道路事業化の際の詳細な測量結果によっては、敷地や建物の一部が道路区域内に含まれる可能性があります。
- ※ 県の都市計画道路であっても、53条許可は市が行います。